

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年9月18日（平成27年（行情）諮問第567号）

答申日：平成28年10月18日（平成28年度（行情）答申第420号）

事件名：特定労働基準監督署が保有する特定会社への臨検の日時が分かる文書の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定労働基準監督署が保有する特定会社への臨検の日時が分かるもの」（以下「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定については、別紙に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し、岡山労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成27年6月15日付け岡労発基0615第6号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、文書の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

特定労働基準監督署が保有する特定会社への臨検の日時が分かる資料を請求したが下記の理由で不開示となった。（日時が分かる部分だけでも開示を求める。）

- (1) 対象となる文書には、個人に関する情報であって、公にすることにより、当該情報に含まれる氏名により特定の個人を識別することができる情報が含まれており、法5条1号に該当し、かつ同号ただし書きイからハまでのいずれにも該当しないため、当該情報に係る部分を不開示とした。
- (2) 対象となる文書には、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が含まれており、法5条2号イに該当するため、当該情報に係る部分を不開示とした。
- (3) 対象となる文書には、開示することにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれのあるものが記載されており、法5条4号に該当するため、当

該情報に係る部分を不開示とした。

- (4) 対象となる文書には、開示することにより、検査に係る事務という性格を持つ監督指導業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれのあるものが記載されており、法5条6号に該当するため、当該情報に係る部分を不開示とした。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3においては「請求者」という。）は、平成27年5月20日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「特定労働基準監督署（以下、第3においては「特定署」という。）が保有する特定事業場への臨検監督の日時分かるもの」に係る開示請求を行った。
- (2) 平成27年6月8日、岡山労働局職員が請求者に電話連絡したところ、請求者より、「現在、特定事業場を相手に不払い残業の請求に関する裁判を行っている。特定署が特定事業場に対し、請求者に係る臨検監督以外にも同様の監督指導等を行っているか否かを確認したい」、「請求者に係る臨検監督が行われた平成26年度としたい」旨の申出があった。
- (3) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、請求者が、これを不服として同月22日付け（同月25日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分における法の適用条項のうち、法5条6号を同号イに改めた上で、同条1号、2号イ、4号及び6号イに基づき不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 本件対象行政文書の特定について

ア 臨検監督指導の際に作成する行政文書

労働基準監督官が庁外活動を行う際、出張の可否を労働基準監督署長等に稟議するため、その日付、出張者、出張先、用務等を記載した出張予定書を作成する。

また、労働基準監督官が臨検監督指導を行った後、共通的に作成する行政文書として、監督年月日を含む監督結果を労働基準監督署長に復命するため監督復命書を作成する。

さらに事業場に法令違反が認められた場合には、当該違反の是正を求めるために作成する是正勧告書や各種命令書、法令違反ではないものの文書により改善を求める事項がある場合に作成する指導票がある。なお、是正勧告書、各種命令書、指導票（以下「監督復命書等」という。）の正本は事業場に交付するものであるため、労働基準

監督署で保有することとなるのはその控えである。

イ 結論

本件において、上記アに掲げる行政文書について検討したところ、出張予定書については当該文書の性質上、あくまでも予定が示されたものであり、臨検監督指導の実施を示すものではないことから、対象外とした。

監督復命書等については、臨検監督指導の実施後に作成するものであることから、請求内容に沿うものであると考えられる。

そこで、請求者の申出等を踏まえて、特定署において、平成26年度の特定事業場に係る監督復命書等を探索したところ、1件の監督復命書及び添付の続紙並びに是正勧告書（控）が確認されたので、これらを本件対象行政文書として特定した。

(2) 本件対象行政文書について

ア 監督復命書について

監督復命書には、完結区分、監督種別、整理番号、事業場キー、監督年月日、労働保険番号、業種、労働者数、家内労働委託業務、監督重点対象区分、特別監督対象区分、外国人労働者区分、事業の名称、事業場の名称、事業場の所在地、電話番号、代表者職氏名、店社、労働組合、監督官氏名印、週所定労働時間、最も賃金の低い者の額、署長判決、参考事項・意見、違反法条項・指導事項等、是正期日、確認までの間、備考1、備考2、面接者職氏名及び別添の内容が記載されている。

イ 是正勧告書（控）について

是正勧告書（控）には、事業の名称、代表者職氏名、事業場の名称、法条項等、違反事項、是正期日、是正確認、受領者職氏名、受領者の印影、交付（作成）年月日、受領年月日並びに臨検監督を行った労働基準監督官の所属監督署名及び氏名が記載されている。

(3) 不開示情報該当性について

ア 法5条1号不開示情報該当性

監督復命書の面接者職氏名並びに是正勧告書（控）の違反事項及び受領者職氏名の欄には、特定個人の氏名が記載されており、これは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当する。

したがって、法5条1号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法5条2号イ不開示情報該当性

監督復命書及び是正勧告書（控）には、特定事業場が特定署からど

のような種類の監督を受けたかという事実のみでなく、当該特定事業場における労務管理状況等種々の内部管理情報及び当該事業場に指摘した個別具体的な労働関係法令の違反条項、違反等の具体的な内容に係る事実がありのままに記述されており、これらが公にされた場合には、当該事業場に対する信用を低下させ、取引関係や人材確保等の面において、同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

なお、本件は、事業場名を特定した上でなされた開示請求であり、当該事業場に係る行政文書であることが既に明らかとなっていることから、事業場の名称が明らかとなる部分を不開示として、その余の部分を開示することとした場合であっても、当該事業場に係る前述のような情報全体を開示することと同様の結果となり、同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの行政文書全体が法5条2号イの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法5条4号及び6号イ不開示情報該当性

本件対象行政文書には、特定署がどのような種類の監督を特定事業場に対して行い、また、当該特定事業場が特定署との信頼関係を前提として誠実に明らかにした事業場の実態に関する情報が記載されており、これが公にされた場合には、このような信頼関係が失われ、事業場が関係資料の提出等、特定署に対する情報提供に協力的でなくなり、また、指導に対する自主的改善意欲を低下させ、特定署に対する関係資料の提出等情報提供にも一切協力的でなくなるとともに、労働関係法令違反の隠蔽を行うなど、労働基準行政機関が行う事務に関する情報であって、検査事務という性格を持つ臨検監督指導業務に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法な行為の発見を困難にするおそれがあることから、これらの行政文書全体が法5条6号イに該当する。また、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号の不開示情報にも該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(4) 請求者の主張について

請求者は、審査請求書の中で、「日時が分かる部分だけでも開示を求める」と主張しているが、不開示情報該当性については、上記(3)で示したとおりであることから、請求者の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年9月18日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月22日 審議
- ④ 平成28年9月15日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、
本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年10月14日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「特定労働基準監督署が保有する特定会社への臨検の日時が分かるもの」であり、処分庁は、その全部を法5条1号、2号イ、4号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、その取消しを求め、少なくとも日時が分かる部分を開示すべきであるとしている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における法の適用条項の一部について改めた上で、不開示を維持することが妥当であるとしているので、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

諮問庁は、理由説明書(上記第3。以下同じ。)において、1件の監督復命書及び添付の続紙並びに是正勧告書(控)が確認されたので、これらを本件対象文書として特定したと説明する。

(1) 1頁及び2頁の文書について

ア 様式部分は、当該文書が監督復命書及び添付の続紙であることが諮問庁の理由説明書によって明らかにされていることから、これを公にしても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ及び犯罪の予防、鎮圧その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められない。

したがって、法5条2号イ、4号及び6号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 「完結区分」、「監督種別」、「監督年月日」、「署長判決」及び「別添」の各欄は、労働基準監督機関の調査手法・内容が明らかとなる情報であると認められ、これらを公にすると、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそ

れ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当し、同条2号イ及び4号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 「整理番号」及び「事業場キー」欄は、いずれも機械的に付与される番号であると認められ、上記アと同様の理由により、法5条2号イ、4号及び6号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 「労働保険番号」、「業種」、「事業の名称」、「事業場の名称」、「事業場の所在地」、「電話番号」、「代表者職氏名」及び「店社」の各欄は、本件が、事業場名を特定した上でなされた開示請求であり、当該事業場に係る行政文書であることが既に明らかとなっていることから、上記アと同様の理由により、法5条2号イ、4号及び6号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

オ 「労働者数」（「男女」欄を除く。）、「家内労働委託業務」、「外国人労働者区分」、「労働組合」及び「週所定労働時間」の各欄は、労働基準監督官が臨検監督を実施したことにより判明した当該事業場の内部情報であり、上記イと同様の理由により、法5条6号イに該当し、同条2号イ及び4号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

カ 「労働者数」欄のうち「男女」欄及び「最も賃金の低い者の額」欄については空欄であり、上記アと同様の理由により、法5条2号イ、4号及び6号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

キ 「監督重点対象区分」欄は、監督の種類が定期監督の場合に限り、各局署で定めた監督重点対象が記載されることから、当該欄に記載がある場合には、定期監督であることが明らかになり、また、記載がない場合において、直近に災害の発生や臨検監督が行われた事実がない場合には、その臨検監督が申告監督であったことが明らかになり、監督種別が特定されるものである。

したがって、当該部分は、上記イと同様の理由により、法5条6号イに該当し、同条2号イ及び4号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ク 「特別監督対象区分」欄は、厚生労働省が定める特別監督対象が記載されることから、上記イと同様の理由により、法5条6号イに該当し、同条2号イ及び4号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ケ 「監督官氏名印」欄の監督官氏名及び印影並びに「主任（課長）」欄の印影は、これらを公にしたとしても、当該事業場の権利、競争

上の地位その他正当な利益を害するおそれ，労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれ及び犯罪の予防，鎮圧その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められない。

したがって，法5条2号イ，4号及び6号イのいずれにも該当せず，開示すべきである。

コ 「参考事項・意見」欄（自由記入欄を除く。）は，調査の端緒及び監督の対象，調査結果等が記載されており，上記イと同様の理由により，法5条6号イに該当し，同条2号イ及び4号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

サ 「No.」，「違反法条項・指導事項等」，「是正期日」，「確認までの間」，「備考1」及び「備考2」欄は，法違反条項，指導事項及びその是正期日等に係る内容であり，これらを公にすると，当該事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって，当該部分は，法5条2号イに該当し，同条4号及び6号イについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

シ 「面接者職氏名」欄は，労働基準監督官が臨検監督した際に面接した関係者の職氏名である。

当該部分は，一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって，特定の個人を識別できるものに該当し，同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず，当該部分は個人識別部分であることから，法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって，当該部分は，法5条1号に該当し，同条2号イ，4号及び6号イについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

ス 「次長」欄及び「参考事項・意見」欄のうち自由記入欄は，空欄であり，上記アと同様の理由により，法5条2号イ，4号及び6号イのいずれにも該当せず，開示すべきである。

(2) 3頁の文書について

ア 様式部分（前文を除く。）は，当該文書が是正勧告書（控）であることが諮問庁の理由説明書によって明らかにされていることから，上記（1）アと同様の理由により，法5条2号イ，4号及び6号イのいずれにも該当せず，開示すべきである。

イ 事業の名称，代表者職氏名，事業場の名称及び労働基準監督署の名称については，上記（１）エと同様の理由により，法５条２号イ，４号及び６号イのいずれにも該当せず，開示すべきである。

ウ 労働基準監督官氏名については，上記（１）ケと同様の理由により，法５条２号イ，４号及び６号イのいずれにも該当せず，開示すべきである。

エ 「違反事項」欄は，事業場名を特定した上で開示請求がなされていることから，これを公にすると，当該事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって，当該部分は，法５条２号イに該当し，同条１号，４号及び６号イについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

オ 「受領者職氏名」欄は，是正勧告書を受理した者の職氏名であり，上記（１）シと同様の理由により法５条１号に該当し，同条２号イ，４号及び６号イについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

カ その余の部分については，当該事業場に対して交付された是正勧告の内容，是正勧告書の交付日，受理年月日，違反法条項等，是正期日及び是正確認内容であり，上記（１）サと同様の理由により，法５条２号イに該当し，同条４号及び６号イについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，その全部を法５条１号，２号イ，４号及び６号に該当するとして不開示とした決定について，諮問庁が同条１号，２号イ，４号及び６号イに該当することから不開示とすべきとしていることについては，別紙に掲げる部分は，同条２号イ，４号及び６号イのいずれにも該当せず，開示すべきであるが，その余の部分は，同条１号，２号イ及び６号イに該当すると認められるので，同条４号について判断するまでもなく，不開示としたことは妥当であると判断した。

（第３部会）

委員 岡島敦子，委員 葭葉裕子，委員 渡井理佳子

別紙

1 頁

様式部分

整理番号

事業場キー

労働保険番号

業種

事業の名称

事業場の名称

事業場の所在地及び電話番号

代表者職氏名

店社

「労働者数」欄のうち「男女」欄

「最も賃金の低い者の額」欄

「監督官氏名印」欄及び「主任（課長）」欄

「次長」欄

2 頁

様式部分

整理番号

「参考事項・意見」欄のうち自由記入欄

3 頁

様式部分（前文を除く。）

事業の名称

代表者職氏名

事業場の名称

労働基準監督署の名称

労働基準監督官氏名